

平成22年度第1回函館市男女共同参画審議会会議録

開催日時	平成22年5月26日 水曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階 第1会議室
議 題	(1)平成22年度男女共同参画推進施策について(公開) (2)男女共同参画に関する市民・事業者意識調査について(公開) (3)その他(公開)
出席委員	藤井 良江 会長 廣瀬 努 副会長 柳 順也 委員 石塚 みち子 委員 永浦 政司 委員 藤野 広善 委員 富樫 絹子 委員 (計7名)
欠席委員	大門 春代 委員 長谷 くに子 委員 森山 継一 委員 富山 悦子 委員 小西 久子 委員
傍聴者	なし
事務局 出席者 職氏名	市民部長 須田 正晴 男女共同参画課長 長内 弘吉 主 査 渡邊 俊哉 主 査 金指 真弓 主任主事 宇枝 睦晃

司 会

皆様 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。
本日配付いたしましたのは、会議の次第、報告書の差替頁、座席表、平成22年度
版女性センターご利用のしおり、女性センター講座募集案内、今年度版のDV相談
窓口携帯カード、DV防止啓発リーフレット、それと新しく作りましたデートDV
予防啓発リーフレット、以上が本日机上配付させていただいたものです。よろしい
でしょうか。お手元になにか不足のものはございますでしょうか。

それと、先日郵送させていただきました平成18年の男女共同参画に関する市民
・事業者意識調査報告書、本日お持ちになられていると思いますが、先に訂正がご
ざいます。20ページのデータに誤りがございます。本日配付いたしました差替
頁で、お手数ですが差し替えていただきますようお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、平成22年度第1回函館市男女共同参画審議会を開会
いたします。

本日の会議は、委員12名中、7名出席されておりますので、男女共同参画推進
条例施行規則第12条第7項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告
申し上げます。

この会議は、原則公開であります。本日は、傍聴人はおりませんので、ご報告
申し上げます。

なお、会議録を録音し、公開致します関係上、必ずマイクを使用してのご発言を
お願いいたします。お手をかける場面もあるかと思いますが、どうぞよろしくお
願い致します。

司 会

それでは、ここからの進行は藤井会長をお願いいたします。
よろしく願いいたします。

藤井会長

みなさんしばらくでございます。

それでは次第に従って、進めて参ります。2の報告ですが、平成21年度男女共
同参画苦情処理状況について、一括事務局から報告をお願いいたします。

事務局
(長内課長)

それでは、事務局の方から報告させていただきます。

「平成21年度男女共同参画苦情処理状況」ですけれども、資料の1ページにな
ります。

苦情などの申し出に係る事務の実施結果ですが、左側の申し出件数のとおり、苦
情処理制度を利用された方はおりませんでした。右側の相談等に件数を記載して
おりますように、相談や苦情などを当課で受け付けておりますので、この内容につ
いて報告をいたします。

最初の「市の施策についての苦情」に関することについては3件ですが、このう
ち2件は、男女共同参画情報誌「マイセルフ」に関するもので、記述内容に関する
問い合わせがありまして、説明を行ったものと、もう1件は同様の電話でしたが、

男女共同参画についてPRするのであれば、「市政はこだて」にページを割いて載せるだけで良いのではないかとのご意見でした。男女共同参画社会を推進する上で、様々な情報を載せ、啓発することは重要であり、今後も皆さん方に關心を持っていただけるように啓発を行う旨、説明いたしました。

また1件は、市のホームページ上での「女性に対する暴力防止パネル展」の表現についてですが、女性だけというのはおかしい、というご意見でしたので、「配偶者等に対する～」という表現に修正をいたしました。

次に「性別に起因する暴力行為」での相談ですが、これはDVの関係について私どもが対応したのですが、来庁での相談が8件で、もう1件はメールによる相談でございました。被害にあわれた女性の方や、家族からの相談で、このうち一時保護に至ったケースは2件でございました。

また、離婚手続きをしたいとの相談や、市営住宅への入居について、また今後家を出たいなどの相談がございまして、家庭裁判所や法テラスに相談するように助言をしたり、すぐに避難する状況には至らないような場合でも、もしもの時に今後どのような対応をしなければならないのか、また緊急の場合の連絡先を記載しましたカードをお渡ししまして、情報を提供しております。

例年より相談件数は少なくなっており、前年は17件で、今回は9件ですが、ウイメンズネット函館さんに相談される方は増えておりまして、女性センターでも新たにDV相談を行っておりまして、市内の相談機関での相談件数は増えている状況です。

今回の相談の中では、50歳以上の方が5人いらっしゃいまして、年齢が高い方の相談も増えている状況です。

次のセクシュアルハラスメントに関してですが、市営住宅への申込の際の市の職員の対応について、電話での相談でした。職員からの質問で、「独身なのか」とか「結婚したことはないのか」というようなことを聞かれ、上から目線で話しをするような対応だった、とのことでしたので、ご本人に担当の住宅課に今回の内容を説明して、今後こういったことがないように説明しますと話したところ、納得をされました。当課から住宅課の方に、単身かどうかの確認のために話を聞いたと思いますが、職員の態度について指摘されておりますので、今後十分に注意をするように伝えまして、その後ご本人からの連絡はございませんでした。

その他についてですが、現在働いている職場で言葉のいじめを受けており、言葉遣いもきついののでどこか相談にのってくれるところはないか、という電話での相談でした。市からは、苦情処理制度で相談することが可能であるということの説明と、法務局の「女性の人権ホットライン」でも相談を受けられる、ということを説明いたしました。その後については、特別こちらへの相談はございませんでした。

以上、合わせて14件の相談がございましたので、ご報告いたします。

藤井会長

今の報告について、ご質問等ございませんでしょうか。

課長からの報告の中で、先ほど、性別に起因する暴力的行為が一昨年が17件、昨年度9件というお話でしたが、総数14件については一昨年よりは増えていますか？減っていますか？

事務局
(長内課長)

減っております。DVの関係が17件と、一昨年は多かったものですから、相対的には減っております。

藤井会長

ご質問ございませんでしょうか。

では次の議題に移ります。

- (1)平成22年度男女共同参画推進施策について審議を始めます。
事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局
(長内課長)

はい。それでは、資料の2ページから4ページまでの、平成22年度の男女共同参画に関する施策の概要について、順次説明させていただきます。

1番2番3番につきましては、条例を根拠として設置、あるいは実施している事業でございます。

1番目の男女共同参画審議会は当会議ですけれども、平成17年10月から設置しております。今年度も皆様方には、男女共同参画に関する施策について、いろいろご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

2番目の苦情処理制度の状況につきましては、先程報告をいたしました。今後も、広報誌やマイセルフ等で制度の周知や啓発等、PRに努めてまいりたいと思っております。

次に3番目の施策の推進状況調査についてですが、平成20年3月に策定した、「第2次男女共同参画基本計画」は「こたて輝きプラン」での、各目標に対応する具体的な取組について、庁内各部局が行っている施策の推進状況を調査しまして、またそれぞれの数値目標や、指標項目として掲げた項目の状況について、調査をしまして、昨年審議会でも報告いたしました。10月頃までにとりまとめたと考えております。

次に意識啓発の事業として4番から8番まで行うことにしております。

まず、4番目の小中学生への啓発誌の発行ですが、小学生については3年生を対象に、中学生については、思春期を迎え、環境の変わる1年生を対象に、条例をわかりやすく説明した啓発誌を作成しまして、それぞれの学校に配布し、道徳や特別活動で教材の一つとしてご利用いただいております。若年層からの意識啓発を継続して行う必要がございますので、引き続き啓発活動を行っていきたいと考えております。

次に5番目の男女共同参画パネル展ですが、平成19年度から「男女共同参画週間」に合わせて、市民への啓発を行っております。今年は、6月21日(月)から25日(金)までの日程で、市役所1階市民ホールでパネル展を行います。例年「函館市男女共同参画推進条例」や「こたて輝きプランの概要」等の展示を行っております。また、「国内研修」と「男女共同参画フォーラム」のPRも行いたいと考えております。

次に6番目は、男女共同参画フォーラムですが、昨年は落語家の笑福亭松枝さんを講師にお迎えいたしまして、「男女共同で、じゃない、い世の中」と題して講演をいただき、264名の方に参加いただきました。

今年は、昭和女子大学学長で、初代内閣府男女共同参画局長の坂東眞理子さんを講師にお招きして、講演をお願いすることになっております。これまでは、土曜日の開催でしたが、実行委員会の方から、働いている方も参加できるようにという意見がありまして、10月17日(日)に開催する予定となっております。今後、市内で活動しております23の構成団体による実行委員会におきまして、講演の内容などを決定いたしまして、運営をお願いすることになっております。当日

の会場では、実行委員会の各団体のPRも行う予定です。

次の、7番目の情報誌「マイセルフ」につきましては、平成19年度までは、一般公募の編集スタッフの方々をお願いしまして年1回発行しておりましたが、平成20年度からは春と秋の年2回 私どもの男女共同参画課が編集を行い、女性センターの講座の案内や、男女共同参画への意識を高めるための情報提供など行っております。今年度も2回の発行を予定しており、市内の各支所や社会教育施設、大学関係、その他スーパーの魚長さんや、市民生協にも配布する予定です。

次に8番目のメールマガジン「Hakodate かがやきネット」ですが、平成20年の10月から毎月1回、月末に、インターネットでのメール配信を行っております。内容につきましては、女性センターでの各講座の案内や、男女共同参画社会の実現を目指しているイベント等について、あまり長くない程度にまとめまして、啓発等を行っておりますが、利用者はまだ少ない状況です。今年の4月からは、女性センターの指定管理者であります「にっぽん生活文化楽会」さんに業務委託いたしまして、配信を行っております。年に何回か、女性センターのPRも行う予定ですので、今後利用者の増加につなげていきたいと考えております。

次に9番目の男女共同参画国内研修ですけれども、毎年8月の下旬に、国立女性教育会館で実施される「男女共同参画のための研究と実践」の研修会に3名の方を派遣しております。昨年は、男性1名女性2名の参加がございまして、今年も「市政はこたて」等で参加者の募集を行いたいと思っております。

また、研修の報告として「女性大会」での報告会へ出席するとともに、研修報告書を作成し配付するほか、市のホームページにも掲載するなど、報告の場を設けているところでございます。

次に女性団体等に関する調査ですけれども、昨年の調査団体は52団体でございましたが、今年もそれぞれの団体の活動状況につきまして、調査を行いたいと思います。この調査につきましては、庁内での各種審議会等での、女性委員が参加するための資料にもなっております。

次に女性団体への運営費の補助ですけれども、男女共同参画を推進するうえで、重要な活動を行っているということで、助成を行っております。

1番目の女性会議につきましては、9団体、約2,500人が登録をしております。地域での事業に積極的に参加、協力をいただいておりますほか、市の審議会や委員会にも多くの女性委員を送り出しておりますので、今後も支援を行って参りたいと考えております。

次に女性シェルターの運営に対する補助ですが、年々増えておりますDV被害者の相談対応や緊急的な一時保護、そして被害者自身の生活の自立や、子どもたちへの支援など、きめ細かな支援活動を行っております。民間のNPO法人、ウィメンズネット函館のシェルター活動に対してまして、2カ所あるシェルター家賃についての補助をしております。

次に、DV被害者支援事業補助金ですが、DV被害者の一時保護件数につきましては、年間50件程度ございますが、シェルターを出た後の被害者が自立に向けた生活を送るための、支援施設であります住宅、ステップハウスといいますが、その運営や、被害者が社会復帰するための就業に対する心構えや、面接研修や、パソコンの技術習得を行うための就業支援講座の開催に対しまして、昨年より運営費の一部補助を行っております。

次に12番の、配偶者等からの暴力対策関係ということで4点ございます。

当課では先程ご報告したとおり、被害者からの相談を受けまして、一時保護施設の紹介や保護施設への同伴等を各関係団体と連携を図りながら、支援を行っております。

配偶者等からの暴力対策関係の啓発事業につきましては、国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、市役所1階市民ホールで「配偶者等に対する暴力防止パネル展」を函館市女性に対する暴力対策関係機関会議の協力のもと開催しております。

また、DV相談に関する窓口や連絡先を記載しました、携帯用のカードを毎年作成しております。今日お配りした桃色の小さいカードになりますが、市の施設や、大学、専門学校、美容業協同組合やスーパーの魚長や生協、ラルズさんにも配付しております。今年度は、新たに市内の民生委員にも配付する予定でございます。また、高校生や大学生など恋人間でのDV「デートDV」が増えておりますので、新たにリーフレットを作成しましたので、市内の高校、大学、各種専門学校へ配付し、啓発を行っております。また、当課では必要があればビデオの貸し出しも行ってあります。

函館市女性に対する暴力対策関係機関会議につきましては、年1回、関係する国、道、市や民間団体が集まりまして情報交換の場として、定例会を開催しております。また、必要に応じまして、関係する機関が集まり、専門部会を開催し個々のケースについても、対応、協議をしております。

また、相談窓口を充実するために、人材の育成事業といたしまして、DV被害者サポーター養成講座を開催しております。受講された後には新たにサポーターとして登録されておまして、相談活動の支援につながっております。

次に、女性センターの管理・運営についてですが、女性センターにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、昨年から「にっぽん生活文化楽会」さんが指定管理者となり、平成24年3月31日までの3年間、管理運営を行っております。

平成22年度の女性センターでの主な事業内容につきましては、お配りいたしました講座募集案内のパンフレットの内容となっておりますが、昨年度よりも主催事業の数が増えております。また、講座を終えた方々が新たなサークルを作りまして、利用グループとしてセンターを利用いただいているという状況もございまして、利用者の増加にもつながっております。

これまで、毎年1,000人程度、女性センターの利用者が減っておりましたが、平成21年度は、前年度の利用者11,600人より、1,400人ほど増えまして、約13,000人の利用がございました。

託児室の利用も、件数的には少ないですが、年間580人の利用がございまして、以前よりは若い方の利用が増えている状況です。にっぽん生活文化楽会さんは、様々なPR活動も行っており、内容も充実してきておりますので、今後も少しずつ利用者が増えていくものと期待をしております。

以上、平成22年度の施策の概要について説明をいたしました。

藤井会長

ありがとうございました。

今年度の施策について、大きく13点にわたって説明がございました。

ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

富樫委員 3ページの女性団体への運営費補助等についてですが、特にシェルター運営補助金とDV被害者支援事業補助金と、次のページ、4ページですけれども、相談員の育成といいますか、DV被害者サポーター養成講座の実施、ということでここに現れている金額を見ますと、236万8千円の予算が組まれていると理解しておりますが、よろしいでしょうか。

事務局
(長内課長)

はい、そうです。

富樫委員

そうすると、女性団体への運営費の補助という中でくくられた場合に、はたしてDVの方は、確かに女性団体の運営費の補助等の中に入ると解釈もされますが、函館市女性会議の補助金が、45万円ですと変わらないでできているのに比べて、被害者関係の補助が、必要だからそうだとされるとその通りなんでしょうけれども、非常に多すぎるのではないかという疑問を、これを見ながら思ったひとりです。女性団体の運営費全体の補助について、どのくらいの金額が計上されていて、そのうちで函館市女性会議等の様な団体、あるいは国内研修に計上されている費用を合わせて100万円ですよね。関係者にとっては言いづらいことかもしれませんが、私は配偶者等からの暴力対策関係経費がすごく多過ぎないか、もしそういう関係になった場合に、所謂暴力の対象になるっていうことは日頃女性達に対する色々な啓発啓蒙活動が不足しているために、正しい判断が出来なくなっている傾向のために、こういう風に暴力をふるわれる、という一つの傾向があるのではないかと考えております。ですので全体の女性団体への運営費の中でのパーセントを知りたいと思います。できる範囲でお話していただけたらと思います。

事務局
(長内課長)

パーセントというのではなく、実際に必要性のあるものに補助をするべきだと考えております。シェルターについては、道からの委託の部分がございまして、委託の中に含まれていないシェルターの家賃について、これは函館市だけではなくて道内にある8カ所のシェルターに対しても、各市で助成してございまして、それに見合うような金額での助成を行っております。

それから被害者支援事業補助金ですけれども、函館で初めて、自立した生活を送るためのステップハウスの運営を去年から行っておりまして、それにかかる施設の家賃、これは一切補助がないものですから、それに対し何とか被害者を救いたい、ということで助成を行っているものです。

また、サポーター養成講座は確かにウィメンズネットさんに委託して、お願いしておりますが、ウィメンズネットさんだけではなく、市内で活動しているサポーターを支援することにもつながっていると考えております。

藤井会長

ただいまのご説明でよろしいでしょうか。

富樫委員

補助を出すのがウィメンズネットだけではなく、他の団体、団体というか関係グループにも出されていると解釈してよろしいのですか。

事務局
(長内課長)

サポーター養成講座は、色々なところで活動されている方が受講されておりますが、シェルターの運営を行っている民間団体は、ウィメンズネット函館さんだけに

なっております。

富樫委員

私は、ウィメンズさんが良いとか悪いとかいう問題ではなく、丸投げにすることについてどうなのかと常々思っております。というのは、民間ではなく所謂社会福祉協議会の方だとかでも、そういう事業をやるのではないかと。そうすると丸々その経費をあげるのではなくて、所謂福祉関係と言うんでしょうか、そういうところでも十分対応できるものがあるのではないかと 私だけでなく、よく聞く話です。だけでも、こういう金額、236万8千円という金額が大きく出てきますと、確かにウィメンズネットさんが中心になってこの金額をうまく利用しているのだろうと思いますけど、もっと市全体の動きの中で、丸々男女共同参画課に割り当てられた金額のうち、この236万8千円は大きいなと感じます。それに比べて女性団体の方は45万と60万という、これだけで100万ちょっとですから非常に少なさを感じます。もっとこの件についての地域的レベルアップをしないと、こういう結果に対する補助というのが別な形に出てくることはいかななものかと思えます。これは私の意見です。

藤井会長

富樫委員のご意見でございました。
関わって、何かご意見ございませんか。

柳委員

DV被害者支援事業補助金と女性シェルター運営補助金ですが、DV被害の女性というのは本当に着の身着のまま家から出される訳で、それに対して援助してくということは本当に行政の責務ではないかと 私は思います。むしろこの補助金、DV被害者支援事業補助金等、100万円で足りているのかなという感想すら持ちます。相談件数の多さなどから考えて、100万円で足りるのかという気が私はします。

藤井会長

事務局でそのあたりは。

事務局
(長内課長)

先ほど富樫委員がおっしゃいました、他の団体ということですが、民生事業協会
でシェルターの対応をしております、福祉関係と言うことになります。
またこのカードに書いてありますように、渡島総合振興局の環境生活課が配偶者
暴力相談支援センターとなっておりますが、実際、シェルターでの被害者の支援は、
民間のウィメンズネットさんが主にやられているという状況です。本来であれば公
的機関がシェルターを設置することが望ましいと思いますが、なかなかそこまでは
至っていないという状況です。

藤井会長

他都市でウィメンズネットが果たしている役割を公的に行っているケースがござ
いましたら、後日、次回でも結構ですので、情報提供をお願いいたします。

事務局
(長内課長)

では、また次回に報告いたします。

藤井会長

よろしく申し上げます。
他にございませんか。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

富樫委員

あまりお話しして悪いのですが、予習をしてきましたので、予習した分お話しさせていただきますと思います。

まず、国内研修のことですが、最近では職員の方がお一人と、男女で3名と言うことで、昨年も女性会議の場を使って三人のうちのお一人だけが発表しました。その前は行った方全員が発表するというようなこともありましたが、女性会議には女性会議の時間的な配分があって、三人のうちのお一人というのが昨年の例だと思います。ただ、私は今、国内研修に行った方々の受け皿のグループの代表をしておりますが、非常に興味関心をもってこの3名の動きを見ております。思うことは、例えば女性の方でお仕事をもっている中で調整をしてその研修に出向いたと。それはそれで大変意欲的で良いことだと思いますが、いざ帰ってきたときに、その方々がどのように学んだことを市民レベルで生かしていくか、ということになると非常に疑問をもっております。ということは、自分は仕事があるので、会の方、グループの方でやる年間の事業等には絶対参加出来ないから、そういうグループには入らない、という風に言われております。そうなってくると、その方は自分の仕事上、あるいは家庭生活その他の関係の何かで学習の成果をはたしているのだらうと思うのですが、以前はこの国内研修というのはあくまでも女性の学習の場だった訳です。ですから専業主婦で社会参加する者が、各所属団体から推薦されて行ったものですからまず帰ってきたら推薦母体の団体で、学んできたことを報告する。それからレポートも書く、というような長い経緯があって昭和50年から続いております。そして一時期、市議会でも問題になりまして、何も役に立っていないのではないかと、というようなことも言われましたけれども、帰ってきた者達でグループを作って、そして主体的に目標を男女共同参画として、そういう活動も、グループの活動目標についているものですから、報告書もあって現在に繋がっているという経緯があります。仕事を持って、自分で、自分の活動として動くとなれば別なんですけど、よく見えてこないというものがあるとすれば、こちらから、大変憎たらしい言葉で言わせてもらおうと、私的観光旅行に行ってきたのではないかと、という感じさえ持ちます。私達のグループの会合でも、新人3名行ってもさっぱりこの頃は駄目だということで、我々も声をかける時に、市の方でも守秘義務がありますので、例えば行った方の住所が知らされないとか、電話は教えてもらうんですけど、その電話に相手ができるのに非常に時間がかかるとか、ということと、せっかく入ってはくださるのだけど、一昨年場合は男性2名だったので、そのお二人もお仕事をもっている。お一人は市議員なので、市議会の開催に合わないよう私達も日程をとって、会議等に参加していただくような工夫もしなくてはなりません。ですから、ただ公募ということではなく、団体推薦の枠も作って国内研修を実行してもらいたいという希望があります。そういう希望もあるということをお伝えしたくて、長々話しましたが、何せ昭和50年からの事業で、前は5人だったのが今は3人、しかも男女となっていますので、実際問題女性が社会的な関心をもって学習に取り組む時代と、今の状況とはちょっと違ってきていると思っています。是非、ただ公募してではなくて、その人が帰ってきたら、市のお金を使って行くわけですから、帰ってきたら還元活動ができるようなことを望みたいと思います。

藤井会長

国内研修希望者の選び方、参加者の選び方ということに関わってのご意見でした。他にございませんか。

他にご意見がないようでしたら 議題 1 については質疑を終了いたします。

それでは、次の議題に移ります。

男女共同参画に関する市民・事業者意識調査についての審議を始めます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(長内課長)

平成 2 3 年度に調査を予定しております、男女共同参画に関する市民・事業者意識調査についてですが、皆様方に平成 1 8 年度に調査したものを事前にお配りしておりますが、5 年毎に調査をしております。平成 8 年と 1 3 年にも調査を行っております。

来年、5 年目の調査を行うにあたりまして、委員の皆様方から調査項目や内容について検討をしていただきまして、内容の変更や新たに調査するものがあればご意見を伺いたいと思います。

基本的に、データをとる上では、平成 1 8 年度の質問内容はなるべく変えないように考えておりますが、表現方法等についても、変えた方が良いというところがあれば、ご意見を伺いたいと思います。

なお、前回平成 1 8 年度の市民意識調査では、男女それぞれ 4 0 0 人、合計 8 0 0 人の方に調査票を配付しまして、郵送で約 5 2 % 4 1 6 名の方から回答を頂いております。

調査内容としましては、男女平等に関する価値観について、家庭や職場、学校、政治などの分野に分けて調査をしております。それから男女の役割分担については、男は仕事、女は家庭ということについて、賛成なのか反対なのか、という質問をしております。それから、男女の人権についてですが、DV について、セクハラについて、女性の人権が尊重されていないと感じるのはどんな場合か、ということも質問しております。男女の就業については、仕事と家事や育児の役割分担、それから女性が仕事を持つことについての質問をしております。また、介護と子育てについて、介護の家庭内の分担と子育てについての考え方を、それぞれについて質問しております。また、この調査での結果をまとめまして、皆様方のご意見ということで、内容を記載しております。

次に事業者の意識調査ですけれども、これは過去には行っておらず、1 8 年に初めて調査を行ったものです。市内の各商工会に登録しております 3 0 0 の事業所を抽出しまして、調査を行っております。3 2 %、9 6 社からの回答がございまして、うち 6 5 %、6 2 社が 1 人から 9 人の事業所で、規模の小さい会社が多く、3 0 社が 1 0 人から 2 9 人までの事業所となっております。調査内容ですが、女性従業員の活用について、女性従業員の配置の考え方、女性従業員が男性と同じ仕事をする上での課題、女性従業員に配慮した職場づくりをしているのかどうか。それから育児や介護に関する制度等について、育児や介護を行う従業員への支援、育児や介護休業制度の規定状況、育児や介護休業制度定着に向けて行わなければならないこと、それから職場でのセクハラ防止への取組について等の調査を行っております。なお、市民意識調査と同様に調査のまとめと意見を載せております。

以上が平成 1 8 年に行った調査内容ですが、皆様方から、ここはこのように直した方が良いとか、新たな調査をした方が良いという意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

藤井会長

ではまず 4 6 ページまで、市民意識調査についてご意見をいただきたいと思いま

す。今 お話がありましたように、質問の項目について大きく変えるということは、追跡、それから意識の変化を見る意味でも難しいということも出されておりましたが、表現方法を変えた方が良いとか、追加した方がよいこと等がございましたら、ご意見いただきたいと思います。

廣瀬副会長 今お話があったように、追跡がありますので、内容はこのままで良いと思います。特に追跡することが大事なことから、項目はそのままで良いのだろうと思います。もし、何か「これが」というものがあればそれを追加する形でやってもらうのが一番良いかと思います。

ただ「読む」ということになればちょっと難しい言葉が大分出てくるのではないかなと思います。参考までにですけども、27頁の(2)のところの一番最後の行に「女性が就業意欲は依然として高いことが『窺われる』」とありますが、この字は当用漢字にも入っていない字だし、できればひらがなで書いた方が良いのではないかと思います。分かり易い方が良いと思います。

もうひとつ気がついたのは、30頁。60歳代の男性が書かれた文章ですが、この方が書かれた文章、文字だからそのまま使ったのだらうと思うけど、文章の最後のところですが「男女平等をうたう」という「謳^{うた}う」という字もとても難しいので、なかなか理解されないのではないかと思います。

こういう言葉はなるべく変えた方がよいかと思いますが、これは職員が書いた文章ではないし、回答された方が書いてくれた文章で、60歳代の男性だからこういう字は普通に使っていたのかもしれないけど、公表する場合には注意した方が良いのかなと思います。以上です。

藤井会長 今の件、原文を生かすという趣旨からいけば、ルビをふられるとか、例えばそういう方法もあるかも知れませんか。

廣瀬副会長 ルビをふっても、意味が分からないのではないかなと思います。ルビをふってわかるものなら良いのですが、「分かり易い言葉に代えました」と直して書いても良いのではないかと思います。

藤井会長 自由意見の表現方法についてのご意見がございました。

それでは、質問事項、質問の中身ですね、それぞれの質問事項について項目の表現につきまして、何かご意見がございましたらお願いいたします。

富樫委員 44頁の、問9なんですけど、1番から7番までの選択肢であなたはどうか考えるかということなんですけど、「すべき」という「～べきだ」という答えが4つあります。これはちょっと避けるべきではないかというのが感想です。もうひとつは、45頁の《介護と子育てについてお伺いします。》にあるんですけど、介護に非常に関心を持っています。問11ですが、家庭の中で高齢者の介護をする場合の家庭内の分担についてということで、5つの項目がありますが、家庭内での介護というのは数から言ってどのようになっているか分かりません。確かに5項目の中で収まるのですが、夫婦の中で男女どちらが行うのかということは分かるのですが、今、施設介護だとかということで、問題が家庭からはみ出ているという実態があります。そういうものも含めた方がいかと。基本的には問11はこれで良いと思いますが、

現実として、家庭内だけで介護は収まっていないはずで。だからそういうことについて、福祉の関係の調査もあるのかもわかりませんが、こちらのほうでも男女共同参画なので、そういうところでもう少し、この1から5までの中身を膨らませた表現の方が良いのではないかと思います。

藤井会長 よろしいでしょうか。まず問11の方から、調査時の時代、10年前からになりますか、その時の介護についてと今現在の介護について、様々なサポート制度が増えてきているという現状からみて、質問項目は良いのだけれども、もう少し加えた方が良いのではないかというご意見でした。

富樫委員 問9に関わって「～べきだ」を直すとすれば、どんな方法が良いというご意見を持たれていますか。

富樫委員 例えば1番であれば、「結婚や出産にこだわらず仕事を続けるべきだ」と書いてありますが、「～続けるべき」ではなく、何か良い言葉はありませんか。こちらの方が聞きたいくらいです。

藤井会長 「～続けた方が良い」というようなやわらかい表現で、というようなことでしょうか。

富樫委員 「～べき」「～べき」と言うと非常に負担が大きく捉えられるものですから。

藤井会長 例えば富樫委員の意見では、「～続けた方が良いと思う」というような表現で良いのではないかということですね。

富樫委員 普通の表現で良いのではないかと思います。どうでしょう。

事務局 確かに、表現は「～すべき」というのはきついな、と言う風に思っております。
(長内課長) 問11も「～行うべきだ」という表現になっておりますので、変更したいと思いません。

それと、さきほど施設介護のことが出ましたが、夫と妻がどういう関わりで介護を受け持っているのかということなので、家庭での分担という質問だと思います。施設となると、ちょっと違うようなイメージにもなりますが、他の都市での調査を参考にして、どういう質問項目が良いのか検討してみたいと思います。

藤井会長 ご参考をお願いいたします。

この件で、項目に付け加えた方が良く、あるいは表現方法を考えた方が良く、というものがございましたらどうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ここで、事業者意識調査についてご意見はいただいているのですが、本日欠席されている小西委員から、やむなく欠席いたしますが、今日の協議事項に関わって意見を持っています、ということで、事務局にEメールが届いておりますので、皆さんにご紹介したいと思います。

審議会委員の小西久子です。いつも色々お世話になり、ありがとうございます。本日の会議は、函館を離れておりまして、欠席させていただきます。申し訳ございませんが、よろしくお願いいいたします。ご送付いただきました資料を拝見させていただきました。下記のとおり意見を申し上げます。

調査内容については特段意見はありませんが、報告書が出来上がった段階での、結果の広報活動を強化していただきたく思います。「マイセルフ」への掲載等関係部署だけではなくて、例えば、報告会の開催や、「市政はこだて」に調査結果概要を掲載する等、市民へ広く意識調査の結果を知らせて頂きたいことを提案いたします。

申すまでもなく、男女共同参画社会とは性別に縛られずに個性と能力を存分に発揮して輝く社会であり、そのような社会を実現することは21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると、男女共同参画社会基本法に位置づけられています。

平成18年度の調査において、函館市の男女の地位の平等感の各項目の家庭、職場、学校、法律や制度・政治の場、社会通念慣習等、社会全体においても、また性別役割分業観においても、内閣府調査の全国回答と比べてポイントが低い結果が出ているように思います。

調査結果報告が市民全体に広く行き渡って実施され、内閣府の調査結果と函館市の調査結果との比較が直接に市民の目に触れて、可視化されるということは、非常に大事で意識の変化にも繋がると思いますので、この点の検討方よろしくお願いいいたします。』

というご意見が寄せられております。今後の施策の推進の参考にどうぞよろしくお願いいいたします。

それでは続きまして、先ほど少し触れられていたかと思いますが、事業者意識調査についてのご意見ございましたらお願いいいたします。

私のほうから事務局にお尋ねしたいのですが、この事業者の意識調査、全国の結果との比較というものはあるのでしょうか。

事務局
(長内課長)

全国との比較をしたものはございません。

藤井会長

そうですか。わかりました。

この後、他都市での調査がありましたらまた資料等、参考にといいことでお願いいいたします。

事業者意識調査に関わって、よろしいでしょうか。

では、他にご意見がないようでしたら、議題2については審議を終了いたします。それでは、次に議題3のその他といいことで事務局からお願いいいたします。

事務局
(長内課長)

今日配付しております資料につきまして、若干説明をしたいと思っております。

まず、女性センターのしおりと女性センターの講座募集案内です。講座募集案内につきましては、9月までの募集の前期と、下の方に記載しております後期の予定がございます。若干説明いたしますと、5月にフラダンスの体験教室というのがございますが、女性センターの利用グループが会員を増やしたいとの目的で、主催事

業ということで取り上げております。センターではグループの育成に繋がっていくということで、取り上げてやっております。

その他に、夏休みの親子理科教室ですとか、いかを使った料理教室、それから7月のコミュニケーション法を学ぶ講座ということで、「熟年夫婦編」と2月には「婚活編」ということで分けまして、予定をしております。その他にも色々と新しい講座を行うことになっております。

それから、DVの相談窓口カードですけれども、先ほどご説明しました通り各関係機関にお配りしております。

デートDVのリーフレットですが、これは今回新しく我々の方で作成いたしました。先ほど若干説明しましたが、市内の高校、高専、大学、短大、各専修学校に配っております。デートDVはこの様なものなんですよ、ということをもっとは知っていただきたいということで、各学校にお配りしております。被害者は、「たいしたことではない」と思い込んで相談しないケースが多く、徐々にコントロールされていきますので、早めに相談していただきたいと考えております。相談された方の話を伺いますと、早めに分かってよかったとか、別れたという方もいらっしゃいますし、話したことによって気持ちが楽になったという方もあります。早い段階で気付いていただいて、本当のDVに発展しないように注意をしていただきたい、ということで啓発を行って参りたいと思います。

以上、今日お配りいたしました資料について説明いたしました。

藤井会長

今の件、よろしいですね。

それでは次回開催の予定などお願いします。

事務局
(長内課長)

先ほどの市民・事業者意識調査について、皆様方にご意見をいただきましたが、今回、欠席されている方もいらっしゃいますので、その方々にも再度意見をいただきたいと考えております。次回の開催ですが日程はまだ決めておりませんが、他都市の調査も参考にしたいと思っておりますので、できれば秋口頃までにはとりまとめて、皆様方にご報告をしたいと考えております。

藤井会長

今回は秋口頃ということでございました。

以上で、用意された議題は全て終了いたしました。委員のみなさまから何か男女共同参画に関わってご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

藤野委員

お聞きしたいのですが、その他と言うことで、すごく警察あたりは男女共同と言っても女性優先に考えています。警察では女性に対する差別というものをすごくもっています。男性がなんといっても、女性ばかり優先に考えて女性は弱いものだから、女性を優先するという差別意識がものすごく警察は強いです。これを何とか市の方で警察を指導するとか話する方法はありませんか。私からの質問です。

事務局
(長内課長)

藤野委員の個人的思いなのかなとは思いますが、先日も女性に対する暴力対策関係機関会議というのがございまして、そこで警察の方からも色々とお話を伺っておりますが、弱い立場にある方々を守ることが警察の仕事だと思っておりますので、女性ばかりではなく男性もそういう立場の方がいれば、守らなければならないと考えます。

事務局
(須田部長) 警察では被害者に対して対応するというのが、警察官としての大きな仕事ということで、現状からすると女性が被害者になるケースが数的にも多いということで、おっしゃるように女性よりではないかという感じを持たれるのかなと思います。色々な見方があると思いますが、市の方から警察にというのは、これは難しいことですのでご理解いただきたいと思います。

藤井会長 よろしいでしょうか。
それでは他に無ければ、これで本日の議事を全て終了いたします。ご協力ありがとうございました。

司 会 それでは以上をもちまして、平成22年度第1回男女共同参画審議会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。おつかれさまでした。

閉会(19:08)